

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表二十三

令五・四・一以後終了事業年度分

資産の種類及び名称		1					合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・	・	・	・		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	
	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4						
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5						
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6						
	計 (4)+(5)+(6)	7						
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8						
	当期積立額	9						
	積立限度額の計算	10						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10							
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11							
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12							
$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—			
(11)×(13)	14	円	円	円	円			
積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15							
積立限度超過額 (9)-(15)	16							
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17							
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18						
	差引 (18)-(17)	19						
	当期 (7)-((9)-((18)-前期の(18)))	20						
	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21						
	前期末における差額 (前期の(19))	22						
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算								
積立期間の終了する事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額	23	円	円	円	円	円		
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$	24							
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算								
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日	25	平	・	・		円	
	同上の日における特別修繕準備金の金額	26					円	
	$\frac{\text{当期の月数}}{120}$	27	—					
	10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28					円	
	同上以外の場合による益金算入額	29						
	当期益金算入額 ((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30						
	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31					円
		当期益金算入額 (30)	32					
		期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33					
		貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34					
差引 (34)-(33)		35						
当期積立額		36						
貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-((34)-前期の(34)))		37						
計 (36)+(37)		38						
前期末における差額 (前期の(35))		39						